

令和2年 宜野湾市教育委員会第5回(定例会)会議録

教育長 知念春美

教育委員 大城進

開催日時：令和2年4月24日 開会14:00 閉会15:00

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、普天間みゆき教育長職務代理者、大城進委員、
石川正信委員、知念菜穂子委員

出席職員（※新型コロナウイルス対策による交代制勤務）

【教育部】教育部次長 真喜志若子

（総務課）教育企画係主事 新垣紗弓

【指導部】指導部長 又吉直正

（指導課）指導係長 崎濱暖代

議事日程

議案第19号 宜野湾市教育委員会表彰規程の一部を改正する告示について

議案第20号 宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

報告事項

（教育部の報告）

①新型コロナウイルス感染防止対策による教育委員会施設の閉館について

②新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員の勤務形態の変更について

③第二庁舎（上下水道局・教育委員会）増改修工事に伴う事務室移転について

（指導部の報告）

①新型コロナウイルス感染防止対策に係る臨時休校の期間について

②臨時休校期間中の教科書の配布について

○知念春美 教育長 こんにちは。出席委員は4名で定足数を達しております。ただ今から、令和2年第5回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。本委員会で審議します案件は2件となっております。本日の会議録署名人は大城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。なお、前回の会議録につきましては、準備中のため次回以降にご承認をお願いしたいと思います。それでは審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。緑色の報告1頁をご覧ください。

<教育長諸般の報告>

3月30日(月)、新型コロナウイルス対策として、中頭地区市町村臨時教育長会に参加しました。4月6日(月)、新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス)対策本部会議に出席。その後、同日、中頭地区市町村臨時教育長会が開催され、当初予定しておりました始業式、入学式を、4月6日、7日から、4月20日、21日に延期決定しております。それから同日、続いては、臨時の校長会を開きまして、その旨を市内各学校長へ発信したところでございます。10日(金)、中頭地区第1回定例教育長会に出席です。14日(火)、中頭地区臨時教育長会を持ちました。その後、新型インフルエンザ等対策本部会議を持ちまして、5月6日(水)まで臨時休校を延長することを決定しております。そのことにつきまして、翌15日(水)、市の定例校長会でそのことについて確認をいたしました。同日、教育委員会の合同部内会議で、市の職員をA班とB班の2班に分けて勤務する、隔日出勤、半分は在宅勤務とし、シフトを組む勤務体制を市長部局から受け改めて決定しております。同日、夕方から、宜野湾市短期海外留学派遣事業の中止に伴う説明会を開きました。そして本日、第5回定例教育委員会会議となっております。以上が教育長諸般の報告でございます。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。日程1「議案第19号 宜野湾市教育委員会表彰規程の一部を改正する告示について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部次長。

○真喜志若子 教育部次長 水色の表紙、議案書1頁をお願いします。あわせて黄色の表紙、新旧対照表1頁もお開き下さい。

議案第19号 宜野湾市教育委員会表彰規程の一部を改正する告示について

提案理由でございます。表彰審査について見直しを行ったことにより、「表彰の除外」に関する規定を改める必要があるためでございます。改正内容につきましては、別添の説明資料をご覧ください。この資料に沿ってご説明させていただきます。

それではまず、第3条、第4条の改正でございます。改正理由につきましては法制執務の定めにより3号までは数字で表すというルールがございますので、「前各号」をそれぞれ「前2号」、

「前3号」に改めております。

次に第9条の改正でございます。現行では「表彰の除外」という見出しのうち、審査の段階で欠格事項を規定しております。改正内容といたしましては、第1号の「刑事事件に関して現に起訴されている者」と、第2号の「刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられた者」の2つの号を削除いたします。理由としては、一つ目が現段階において、個人や団体の代表者に対して刑事事件の有無を把握する手段がない、ということでございます。二つ目の理由としましては、本表彰規程では、子どもから大人まで、更に団体も対象とし、広く表彰する趣旨であることから、刑事事件等に関わる厳格な調査の実施の必要性は低いものと考えております。以上の理由から、改正後は第3号のみを残し、「表彰にふさわしくない行為又は事情があると認められる場合は、表彰の決定を取り消すことができる」と改めております。

続いて第11条の改正につきましては、それぞれ正しい文言に改めております。最後に附則でございます。議案書2頁に戻っていただきまして、附則、この告示は、公布の日から施行する、となっております。以上で説明申し上げ、後はご質疑にお答え申し上げたいと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 それでは本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 基本的に今提案されたことについては、了承というかたちで、少し気になった点について質問させてください。法制執務、定めに関してですが、今回「前各号」としていた部分を、「前2号」と「前3号」に改正しますよね。私の考え方として、そのままの表記でいいのではないかと考えております。前各号との表記があれば、2や3といった数字は、あえて要らないという一つの提案です。根拠は、今回資料として持ってきた地教行法第24条と、地方公務員法等、法律の文言をみてみますと、前各号は使われている、生きているということではないかと。3条の「次の各号のいずれか」の「各号」というのは、生きているということ。そしてまた文言の中に、「各号」との記載であってもおかしくない、というのが私の感じていることです。もう一つは、つまり最初の3号中、1、2の各号が並列であるということ。1、2、3号はそれぞれ並列である。ですので、「各号」でも表記としていいのではないかな、と考えています。質問として、改めて確認できればなと思います。

○知念春美 教育長 教育部次長。

○真喜志若子 指導部次長 これについては、法的な取扱いのマニュアルがあり、それに沿って市の法制執務はルールに沿ってやっています。ただ、慣例的なものですので、今までの前各号ということに間違いはないと思いますけれども、取扱いが示されているので、それに沿って私たちはやっています。ただ、大城委員のおっしゃる前各号でも、どちらについても意味は同じで、前各号においても文言上、解釈されると思っています。共通したものに私達は統一して

いきたいということで、今回提案させて頂いています。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。石川委員。

○石川正信 委員 第 11 条で、教育次長を教育部次長、指導次長を指導部次長とありますね。気になったのは、生涯学習課は今回改まってないですが、そのまま生涯学習課長でよろしいでしょうか。名称というか、職務の確認ですが。

○知念春美 教育長 教育部次長。

○真喜志若子 指導部次長 生涯学習課については、これまで通り、変更はございません。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市教育委員会表彰規程の一部を改正する告示についてを採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 1 議案第 19 号を終了いたします。

○知念春美 教育長 続きまして、日程 2 「議案第 20 号 宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○又吉直正 指導部長 それでは議案第 20 号についてご説明いたします。議案書 3 頁をお開き下さい。あわせまして新旧対照表 3 頁もお開き下さい。もう一つは、議案資料 5 頁です。

それでは、初めに議案資料 3 頁をご覧いただきたいと思います。

議案第 20 号 宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

宜野湾市学校運営協議会規則（平成 30 年宜野湾市教育委員会規則第 4 条）の一部を、次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。令和 2 年 4 月 24 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるためでございます。今回の改正は、宜野湾市学校運営協議会規則の上位法となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、第 47 条の 6 が第 47 条の 5 に繰り上がったことにより、宜野湾市教育委員会の規則もそれに伴い改正するものであります。内容そのものを改正するものではありません。

それでは、新旧対照表の3頁をご覧ください。宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、第1条をご覧ください。第47条の6を、第47条の5に字句を改める改正でございます。それでは先ほどの議案書4頁にお戻り下さい。附則、この規則は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市学校運営協議会規則の規定は、令和2年4月1日から適用する、としております。以上ご説明申し上げ、後は質疑にお答えいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。質疑はないようですので質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより宜野湾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程2議案第20号を終了いたします。休憩します。

○知念春美 教育長 再開します。それでは、本日の会議はこれにて閉会いたします。大変お疲れ様でございました。